

実施と確認の流れ（イメージ）【電子署名を用いる場合】

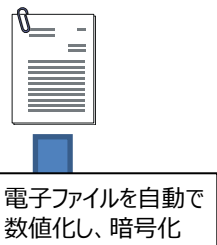
社会実験で用いる電子署名の実施および確認の一例を以下に示します。

登録事業者



重要事項説明書等の電子ファイルの作成

- ①文書作成ソフトにより作成
 - ②電子ファイルを他の閲覧用の形式への変換により作成
 - ③紙の重要事項説明書をスキャナ等の画像読取装置により作成
- 上記、いずれかの方法により電子ファイルを作成します。



電子ファイルを自動で数値化し、暗号化

電子署名の実施

電子認証業務を行うサービス事業者のほとんどが、電子署名の実施から相手方への書面送付までを実施できるサービスを提供しています。このようなサービスを活用する場合、サービス内で表示されるボタンをクリック等するだけで電子署名を実施することができます。これらの方法によらない場合、電子署名の生成等が必要となります。



ボタンのクリック等により電子署名を実施

電子署名済ファイルの交付

電子署名済みの電子ファイルを説明の相手方にメール等により交付します。



消費者

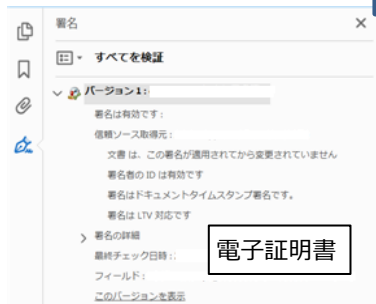
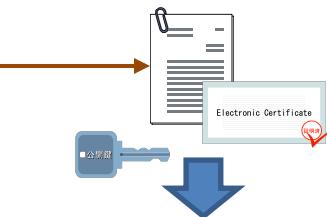


電子署名済ファイルの受領

電子署名済みの電子ファイルを受領します。

改竄されていないことの確認

受領した電子ファイルについて、改竄がなされていないことを確認します。確認はソフトウェアを利用して行うことができます。



※ここでは電子証明書を利用する例について、模式的に示したものです。

電子書面交付によるIT重説の実施